

ーパブリックコメント(市民意見募集)結果についてー

パブリックコメント(市民意見募集)制度とは、尾道市の基本的な計画等の立案過程においてその案を公表し、市民の皆様の意見を広く求めて政策決定に反映させるものであり、本計画策定に際しても、パブリックコメントを実施させて頂きました。

本計画において実施したパブリックコメントの募集概要、皆様から頂いた御意見の要旨と本市の考え方を以下に示します。

1. 募集概要(公表期間及び意見募集期間)

令和5年6月12日(月)～令和5年6月30日(金)

2. 募集概要(公表場所)

尾道市ホームページ、市役所本庁総合案内・環境政策課、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、浦崎支所、百島支所、中央図書館、みつぎ子ども図書館、因島図書館、瀬戸田図書館、向島子ども図書館、尾道市立大学

3. 募集概要(対象者)

- 市内に住所・所在地を有する人・団体
- 市内の事業所・学校等に通勤・通学している人
- 市に対する納税義務を有する人・団体
- 策定案に利害関係を有する人・団体

4. 募集概要(意見提出方法)

- 持参の場合 各公表場所への持参
- 郵送の場合 〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市市民生活部環境政策課 宛
- FAXの場合 0848-38-9293(環境政策課 宛)
- 電子メールの場合 kankyo@cityo.onomichi.hiroshima.jp

5. 意見状況

意見数 1名(20件)

6. 御意見の要旨及び本市の考え方

次頁以降に示します。

| 御意見の要旨 | | 本市の考え方等 |
|--------|---|---|
| ■ 全般 | | |
| 1 | 施策案に対する意見募集を行ったことについては評価します。 | 本パブリックコメントは、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に基づき、実施しています。 |
| 2 | 施策案の内容が多く読んで理解するのが大変であり、ほとんどの市民は読まない。 | 本計画の趣旨・内容を簡潔に整理した概要版を作成し、広報誌や市ホームページにおいて公表します。 |
| 3 | 冊子を実行計画のポイントと説明用資料に別々にして読み易く、取っ付き易いものにできないか。 | |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成可能性と発生費用を最初に書いてほしい。 ・本計画を実行するための市の負担と市民への負担はどうなるのか。負担できるのか。 ・国、県の補助（交付金等）はどれくらい見ているのか？ | 2030年46%削減、2050年実質ゼロの目標達成に向け、取組を推進します。なお、事業推進にあたっては、国・県の補助制度の活用等、負担軽減を図りながら、効果的・効率的に事業を推進します。 |
| 5 | この実行計画を行ったときのメリット、デメリットを明確化して市民に広報してほしい。通常この種の実行計画は、結論ありきでメリット（利点）のみ記載（強調）したものになる。 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |
| 6 | 長期計画であり、結果が出た時には市長、担当者がいなくなっていると思う。従って誰も責任をとらない。毎年、あるいは2年毎に報告をすることを実行計画に義務付ける記述をするとともに、計画の実行には予算執行が含まれるため、市長退任時には市議会で達成状況を報告し、市議会の確認を受ける必要がある。 | 各事業については毎年、市議会への報告・承認を経て実施することとなります。また、本計画の推進及び進行管理を行う組織体制の中で、点検・評価を行うとともに「尾道市地球温暖化対策実行計画推進協議会」へ、施策の取組状況や目標の達成状況を報告します。 |
| 7 | この実行計画（案）ではうまくいかないと思うが、その場合は方向転換をして改善を期待する。 | PDC Aサイクルにより進行管理を行います。また、社会情勢の変化や国・県の動向等に応じ、適宜、計画内容等の見直しを図っていきます。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界情勢（COP21～COP27）で当然、この動きにブレーキがかかると思われるので、柔軟に対応し市政に影響が出ないことを期待する。 ・COP21（2015年）以降、COPが国際的な動きとなっていることは否定できないが、COPの動きに懐疑的な文献、論文が出ており、 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| | 国内の文献、書物でも警鐘を鳴らしている。1度、立ち止まって考えてみてもよいのではないか。 | |
| ■ 環境を取り巻く状況（第1章 第1項）について | | |
| 9 | 脱炭素は、日本の活力（尾道市も同様）を失わせるものと考えざるを得ない。 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |
| 10 | 日本の高効率石炭火力発電所は、脱炭素に貢献するものであるが、評価されていない。日本政府は輸出促進のための補助（世界に日本製の火力発電所にすることで脱炭素にいかん貢献するかPRすべき）をすべき。地方からの国に働きかけて欲しい。 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |
| 11 | 世界の3%の排出量の日本の脱炭素を進めても余り意味がない。市長をはじめ政治家はよく考えて頂きたい。 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |
| 12 | 地球の気温のこれからどうなるかのグラフは信用できない。ある書物によれば計算式に使う数値（パラメータ）を少し変えるだけでどのようなにも細工が出来ると書いてある。 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |
| ■ 尾道市の計画、尾道市「ゼロカーボンシティ宣言」について | | |
| 13 | 市長、市幹部、担当者はこの目標が達成可能と考えているのか？ | 目標達成に向け、第5章に記載の「温室効果ガス排出削減に関する取組」を推進します。 |
| 14 | 実行状況・実行する上での環境を、市は市民・市議会に毎年報告してほしい。 | 各事業については毎年、市議会への報告・承認を経て実施することとなります。また市HP（「尾道市の環境」等）においてCO ₂ 排出量の報告を行う予定です。 |
| 15 | 担当部署の人員移動を最小限にして責任の所在を明確にしてください。計画案に記述。 | 第6章に記載のとおり、本計画の推進及び進行管理を行う組織体制を整備します。 |
| 16 | 少し時間が経過すると次の実行計画が作成されて、効果の検証（結果報告）及び考察されず、無駄が積み重なる。 | 計画改定の際には、前計画期間の効果の検証・考察を踏まえ、見直しを行います。 |
| ■ 対象とする温室効果ガス（第1章 第3項）について | | |
| 17 | 温室効果ガスが減ると悪影響があると思われることもあるのでバランスを取って進めてほしい。 （二酸化炭素は木の成長、作物の成長に不可 | いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | <p>欠である。） （メタンについても過度な発生防止で稲作や家畜の生育など農畜産業を縮小する動きにならないよう留意が必要となる。）</p> | |
| <p>■ 尾道市の気候（第2章 第1項の3）について</p> | | |
| 18 | <p>年間降水量はほとんど増加しておらず、気温については若干の増加にとどまるが問題になるのか？</p> | <p>気象庁によると、日本においては1時間当たりの降水量 50mm 以上の大雨の回数が、この 30 年で 1.5 倍程度増加しており、極端な高温や大雨は温暖化が関わっていると考えられています。</p> |
| <p>■ 脱炭素ケースの推計結果（第3章 第4項の2）について</p> | | |
| 19 | <p>令和 32（2050）年、27 年後のエネルギー消費量全体に占める割合は、非化石エネルギーが約 85%、化石エネルギーが約 15%とあるが実現可能なのか。また、これを達成するための市民（国民）負担はどれくらいになるのか。</p> | <p>第 4 章に記載のとおり、国の AIM 分析に基づき推計した数値となります。目標達成に向け、第 5 章に記載の「温室効果ガス排出削減に関する取組」を推進します。なお、事業推進にあたっては、国・県の補助制度の活用等、負担軽減を図りながら、効果的・効率的に事業を推進します。</p> |
| <p>■ 目指す将来ビジョン（第5章 第1項）について</p> | | |
| 20 | <p>将来ビジョンとして「脱炭素社会の実現と快適な暮らしを両立し持続可能な発展を続けるまち「尾道」」を掲げ、実行計画を策定しているが、実行するために必要な費用（毎年の支出と市の予算に占める割合）はどのくらいか。また、国、県、市（行政）が出すのか、税金、借金、他の支出を削るのかなど、費用の確保の目途はあるのか。</p> | <p>将来ビジョンの実現のため、毎年の脱炭素事業の市予算に占める割合を公表するとともに、他の事業とのバランスを図りながら、温暖化対策事業を行います。なお、事業推進にあたっては、国・県の補助制度や有利な地方債の活用等、負担軽減を図りながら、効果的・効率的に事業を推進します。</p> |